

東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱

平成 25 年 7 月 10 日
告 示 第 7 号

改正 平成 26 年 7 月 11 日 告示第 13 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日 告示第 6 号
改正 平成 28 年 3 月 29 日 告示第 7 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日 告示第 7 号
改正 平成 30 年 3 月 5 日 告示第 7 号
改正 平成 31 年 3 月 5 日 告示第 8 号
改正 令和 2 年 3 月 3 日 告示第 5 号
改正 令和 3 年 3 月 11 日 告示第 4 号
改正 令和 4 年 3 月 3 日 告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 28 号)第 18 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者(東日本大震災後に県内市町に転入してきた被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 保険料の減免を受けることができる被保険者は、東日本大震災による被災者であって、次の各号のいずれかの事由に該当する者とする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 15 条第 3 項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること。(平成 23 年 4 月 22 日に解除された地域を除く。)
- (2) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域(平成 23 年 9 月 30 日に解除された緊急時避難準備区域をいう。以下同じ。)の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていること。
- (3) 特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定により設置さ

れた原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいい、解除された地点を含む。以下同じ。)に居住しているため、避難を行っていること。

(4) 広域連合長が認める第1号から第3号に準ずる特別の事由があること。

(減免の対象及び減免の額)

第3条 減免の対象となる保険料額は、平成25年4月2日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する次の各号に掲げる保険料額とし、減免の額は当該各号の保険料額の全額とする。ただし、前条第1号又は第2号に該当する者はそれぞれの指示があつた日の属する月からの保険料額を、同条第3号に該当する者は通知を受けた日の属する月からの保険料額を対象とする。

- (1) 平成24年度相当分の保険料額
- (2) 平成25年度相当分の保険料額
- (3) 平成26年度相当分の保険料額
- (4) 平成27年度相当分の保険料額
- (5) 平成28年度相当分の保険料額
- (6) 平成29年度相当分の保険料額
- (7) 平成30年度相当分の保険料額
- (8) 令和元年度相当分の保険料額
- (9) 令和2年度相当分の保険料額
- (10) 令和3年度相当分の保険料額
- (11) 令和4年度相当分の保険料額

2 前項の規定にかかわらず、旧緊急時避難準備区域又は令和元年度以前に指定が解除された避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点、居住制限区域及び帰還困難区域の世帯に属する被保険者の対象となる年度の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯の被保険者にあつては、減免の対象としない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年告示第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 6 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 7 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 7 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 7 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 8 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、平成 31 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年告示第 3 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和 2 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年告示第 4 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和 3 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和４年告示第７号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和４年度以降の年度分の保険料について適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。